

飛島グループ 企業行動規範（コンプライアンス・ポリシー）

1. 経営理念と企業行動規範（コンプライアンス・ポリシー）

飛島グループは、1. 未来の Construction を「創造」、2. 多様なパートナーと「共創」、3. 人と社会と「共生」の3つをバリューとして、多様な人々のビジネスを支援・実現し、更なる進化のために直面する社会課題の解決に貢献していきます。「飛島グループ 企業行動規範（コンプライアンス・ポリシー）」（以下、「本規範」といいます）は、3つのバリューを実践、行動するために守らなければならない指針です。そして、全てのステークホルダーにも本規範に基づく行動を要請します。

2. 飛島グループの「企業行動規範（コンプライアンス・ポリシー）」とはなにか

飛島グループ各社およびその役員・従業員が、国内外の法令、社会規範、社内諸規則・諸規程（飛島グループ全体に適用されるものを含みます。以下同じ。）を遵守して誠実な企業活動を行うとともに、高い倫理観に基づいて社会的責任を果たすことです。また、組織的にコンプライアンス活動に取り組むことにより、飛島グループが全てのステークホルダーから信頼され、継続的に企業価値を向上させることです。

3. コンプライアンスの実践と徹底

(1) 法令、社会規範、社内諸規則・諸規程の遵守および誠実な企業活動

①法令、社会規範、社内諸規則・諸規程の遵守

- ・独占禁止法その他の競争法を遵守し、公正かつ自由な競争に基づく事業活動を行い、反競争的行為を禁止します。
- ・直接的・間接的を問わず、公務員および公務員に準ずるものへの贈賄行為（その職務に関して行われる社会的な常識を超える範囲の接待や贈答品の授受、癒着）を禁止します。
- ・業務遂行にあたり、会社の信頼を裏切る行為や、会社の資産を横領する行為を禁止します。
- ・環境関連法規を遵守し、低炭素化に努め、自然環境に十分配慮した事業活動を行います。
- ・財務・会計処理は、関係法令、社内諸規則・諸規程に従って事実に基づき正確、適正に記録します。その結果は、全てのステークホルダーから正しい経営状況の理解を得るために、適時、適切に開示します。
- ・金融商品取引法その他の関係法令、社内諸規則・諸規程を遵守し、インサイダー取引に該当または該当するおそれのある株式等の売買等を禁止します。
- ・公益通報者保護法を遵守し、相談・通報者のプライバシーおよび秘密を厳守します。また、相談・通報を理由に不利益な取り扱いを行うことを禁止します。
- ・その他、国内外の法令、社会規範、社内諸規則・諸規程を理解・遵守し、適正な業務処理を行います。

②誠実な企業活動

- ・全てのサプライヤー・協力会社その他の取引先から、社会的な常識を超える範囲の接待・贈答品の授受・その他の金銭的利益の提供を受けること、不当に金品を受領することなど不適切な関係を有することを禁止します。
- ・反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。反社会的勢力からの不当な要求に対しては、断固として拒否します。

(2) 社会的責任への取り組み

①人権の尊重

- ・国際的に認められた人権及び多様性を尊重し、宗教、思想信条、人種、民族、国籍、性別、障がいの有無、性的指向・性自認、出生などを理由とした差別やハラスメント等の人権侵害を行わず、いかなる差別も禁止します。

②安全の確保

- ・事故・災害の未然防止に向け一人ひとりが安全に対する意識を常に持ち、業務遂行にあたっては安全に妥協しませ

ん。

(3) 相談・通報

- ・国内外の法令、社会規範、本規範に違反したまたは違反する恐れがあると認められるときは、そのまま放置せずに必ず飛島グループ各社が定めた本規範に関する窓口・グループ共通の本規範に関する窓口で相談・通報を行います。

4.本規範の取り扱い

(1) 本規範の適用範囲

- ・本規範は、飛島グループ各社の全役員、従業員に対して適用されます。なお、従業員には出向契約に基づく他社からの出向者、労働者派遣契約に基づく派遣労働者を含みます。役員（使用人を兼務している場合に限りです。）および従業員が本規範に違反したと判断された場合は、法令等、社内諸規則・諸規程、個別契約に基づき、懲戒処分の対象となります。

(2) 飛島ホールディングス・コンプライアンス部会、同事務局、飛島グループ各社の役割

- ・飛島ホールディングス・コンプライアンス部会は、飛島グループ各社の適切なコンプライアンス体制の確立、浸透、定着の達成を目的としています。飛島ホールディングス・コンプライアンス部会事務局は、コーポレート・コミュニケーション部に設置しており、グループ各社がコンプライアンスを確実に実践することの推進・支援・指導を行います。
- ・飛島ホールディングス・コンプライアンス部会の部会長は、部会の活動状況を上期および下期ならびに必要により飛島ホールディングスの経営会議および取締役会に報告を行います。
- ・飛島グループ各社は、本規範の確立、浸透、定着のために、事業毎、地域毎、規模毎の特性、法規制、業界自主規制等の内容を考慮し、自社に適合したコンプライアンスマニュアル（ガイドラインやルールなど）を作成するとともに、自社の年度活動計画または取組方針等を策定し、継続的研修・教育を通じてコンプライアンス意識の向上に努めます。

(3) 本規範の見直し

- ・本規範の実効性を確保するため、少なくとも年に一度見直しを行い、必要に応じて修正・更新を行います。

(4) 本規範の改廃

- ・本規範の改廃は、飛島ホールディングス・コンプライアンス部会の審議を経て、部会長の承認を得たのち、飛島ホールディングスの取締役会にて決議します。